

特別学修の単位の認定及び茨城工業高等専門学校で修得すべき科目 とみなす単位の認定に関する規則

〔平成20年3月5日〕
制 定

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第13条の5に基づき、特別学修の単位（特別学修単位）の認定及び茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）で修得すべき科目とみなす単位（振替単位）の認定については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 特別学修単位は、次の各号に定める場合に認定することができるものとする。

- (1) 本校本科在学中（専攻科生にあっては専攻科在学中）に大学及び他の教育施設（以下「他大学等」という。）において履修した授業科目で、学則第13条第3項（専攻科生にあっては学則第44条）に定める場合（以下「他大学等での履修科目」という。）
- (2) 本校本科在学中（専攻科生にあっては専攻科在学中）に受検し、取得した文部科学大臣が定める知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、別表第1（専攻科生にあっては別表第3）に定める場合（以下「知識・技能審査(特)」という。）

2 振替単位は、本校本科在学中（専攻科生にあっては専攻科在学中）に受検し、取得した文部科学大臣が定める知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、別表第2（専攻科生にあっては別表第4）に定める場合（以下「知識・技能審査(振)」という。）に認定することができるものとする。

(特別学修の認定範囲等)

第3条 特別学修の単位認定の範囲等については、次の各号によるものとする。

- (1) 卒業認定単位数に含まれる特別学修の単位数は、一般科目2単位、専門科目4単位を超えない範囲とする。
- (2) 修了認定単位数に含まれる特別学修の単位数は、一般科目4単位、専門科目（全コース共通科目）4単位、専門科目（各コース科目）8単位を超えない範囲とする。
- (3) 第1号又は前号の単位数の範囲を超えた単位認定申請については、卒業認定外単位又は修了認定外単位として認定することができる。
- (4) 特別学修単位は、進級認定単位に含めることができない。
- (5) 本校本科の特別学修単位は、学修単位とする。

(知識・技能審査(特)及び(振)の単位認定の特則)

第4条 知識・技能審査(特)及び(振)による単位認定を受けた者が、さらに同一分野のより上級の知識・技能審査(特)及び(振)による単位認定の申請をした場合には、当該申請に係る単位数から既に単位認定を受けた単位数を控除した単位数を上限として単位認定をすることができるものとする。

(申請)

第5条 他大学等において授業科目の履修を希望する者（以下「履修申請者」という）は、他大学等において授業科目を履修する学期の直前の学期末までに、本校所定の履修許可願にシラバス等を添えて校長に提出しなければならない。ただし、単位互換協定を締結している他大学等における授業科目の履修を希望する者（以下「単位互換協定履修者」という。）については、当該機関への願書をもってかえることができる。なお、他大学等が高等専門学校である場合は、本科生にあっては本科、専攻科生にあっては専攻科における履修に限る。

2 知識・技能審査(特)及び(振)による単位認定を希望する者は、単位認定を受けようとする学期末までに本校所定の単位認定申請書に成果を証明する書類を添えて校長に提出しなければならない。

(審査)

第6条 教務委員会は、前条第1項の申請にあつては、必要に応じて履修に対応する本校授業科目の担当教員の出席を求め、シラバス等を参考に、履修許可の審査を行うものとする。

(履修許可及び通知)

第7条 校長は、教務委員会の前条の審査結果により履修許可を決定し、本校所定の履修許可通知書により履修申請者に通知するものとする。

(単位修得証明書の提出)

第8条 履修申請者は、他大学等における当該授業科目の履修が終了した場合には、速やかに他大学等が発行する単位修得証明書を、校長に提出するものとする。ただし、単位互換協定(放送大学を除く。)履修者については、免除する。

(単位認定)

第9条 校長は、教務委員会の審議結果により、単位認定するものとする。

(評価)

第10条 前条において単位認定された成績の評価及び評語は、次の区分による。

		特別学修単位		振替単位
		他大学等での履修単位	知識・技能審査 ^特	知識・技能審査 ^振
評価		合格	合格	90
評語	(ア)	合格	合格	特優
	(イ)	Passed	Passed	AA

2 学業成績を学生指導要録に記載する場合は評価をもって記入し、本人及び保護者に対して成績を通知する場合は、評語(ア)を、校外に成績を証明する場合は、評語(ア)又は(イ)をもって行う。ただし、特に要求のある場合は、評価をもって通知することができる。

(成績原簿への登録)

第11条 成績原簿への登録は次の各号によるものとする。

- (1) 振替単位については、単位認定された該当の科目名及び単位数並びに前条で定める評価を登録するものとする。
- (2) 特別学修単位のうち他大学等での履修科目として単位認定された授業科目は、原則として科目名及び単位数については、そのまま成績原簿に登録し、科目名の後に括弧書きで他大学等の機関名を表記する。評価については、前条で定める評価を登録する。
- (3) 特別学修単位のうち知識・技能審査^特及び^振として単位認定された場合は、知識・技能審査名、認定された単位数及び前条で定める評価を成績原簿に登録し、知識・技能審査名の後に括弧書きで取得級等を表記する。
- (4) 卒業認定外単位又は修了認定外単位については、その旨表記する。

(履修の取消)

第12条 校長は、履修申請者より単位修得証明書の提出がない場合には、第5条の履修許可を取り消すものとする。

(授業科目の出席義務)

第13条 振替単位を認定された者は、振替単位として認定された当該授業科目の出席義務を免除する。

附 則

1 この規則は平成20年4月1日から施行する。

- 2 実用英語技能検定試験の合格に基づく単位認定に関する規則（平成 6 年 6 月 23 日制定）、茨城工業高等専門学校専攻科における実用英語技能検定試験の合格に基づく単位認定に関する規則（平成 15 年 1 月 15 日制定）、茨城工業高等専門学校専攻科における TOEIC 高得点者の単位認定に関する規則（平成 18 年 2 月 15 日制定）及び本科学生の大学及び他の教育施設における授業科目の単位認定規則（平成 17 年 2 月 16 日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2 この規則施行の際、平成 24 年度以前に入学した者の特別学修単位及び振替単位については、改正後の別表第 1 から別表第 4 までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2 この規則施行の際、平成 25 年度以前に入学した者の卒業認定単位数に含まれる特別学修の単位数については、改正後の第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 12 月 12 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 14 日から施行する。